

**新型コロナウイルス感染症に係る工事及び業務への対応等について  
お知らせ(その6)**

瀬戸内市契約管財課

瀬戸内市発注の建設工事及び建設関係業務（以下「工事等」という。）における新型コロナウイルスへの対応については、次のように取り扱うことにしますので、引き続き御協力をお願いします。

記

**1 施工中の工事等における感染防止策（一部変更）**

国土交通省が作成した「建設業における新型コロナウイルス感染予防対策ガイドライン（令和3年5月12日改訂）」※を踏まえ、引き続き、「三つの密」対策を徹底してください。

※[https://www.mlit.go.jp/totikensangyo/const/totikensangyo\\_const\\_tk1\\_000181.html](https://www.mlit.go.jp/totikensangyo/const/totikensangyo_const_tk1_000181.html) に掲載されています。

**2 工事等の従事者に感染者等が発生した場合の報告（一部変更）**

市発注の工事等に従事している者（下請を含む。）に新型コロナウイルスの感染者又は濃厚接触者がいることが判明した場合は、速やかに市監督員に次の事項を報告してください。

- ・感染の状況（発症の状況、PCR検査の状況、現在の症状等）
- ・感染者・濃厚接触者が従事している工事等の名称及び従事している業務内容
- ・工事現場の状況（消毒の状況、一時中止の有無等）

※感染者・濃厚接触者が工事の主任・監理技術者又は現場代理人である場合は、その旨も併せて報告してください。

**3 工事等の一時中止、工期延期（継続）**

受注者は、新型コロナウイルス感染症の影響により、工事・業務を一時中止や工期延長したいときは、発注者（発注機関の監督員等）に対し、一時中止等を希望する期間と一時中止等が必要な事情を申し出てください。

申し出があった場合、発注者が必要があると認めるときは、受注者の責めに帰することができないものとして、一時中止や工期延長等について適切に対応することとします。

**4 検査、打合せ等における取扱い（継続）**

- (1) 可能な限り、電話等を用い、対面しない形式で実施します。
- (2) 対面して実施する場合は、必要最小限の参加者としてください。
- (3) 検査・打合せ等に出席した受発注者双方の全員の氏名を記録しますので、御協力ください。

（2ページ目に続きます）

## 5 工事等の従事者の県外との往来（一部変更）

工事等への従事、又は検査、打合せ等に参加するための県外との往来は極力控えてください。また、工事に従事するため来県している県外在住者の帰省等についても、慎重に検討してください。

## 6 その他

1～5のほか、岡山県からの新型コロナウイルス感染症に関する協力要請※に御協力をお願いします。

※<https://www.pref.okayama.jp/kinkyu/645925.html>に掲載しています。

### 【問合せ先】

瀬戸内市総務部契約管財課

Tel : 0869-22-3906